

### 学校感染症と出席停止について

学校保健安全法施行規則の一部が改正され、令和5年5月8日から施行されました。学校において予防すべき感染症である新型コロナウイルス感染症にかかった場合は出席停止の扱いになります。飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い感染症のため出席停止期間を「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」と定めています。登校を停止し、しっかり治して下さい。医師から診断を受けましたら、至急学校へ連絡をお願いします。また、医師より登校許可が出ましたら、下記内容を受診した医療機関に確認し報告書に記入して学校に提出してください。その際、生徒名・疾患名がわかる調剤明細書・薬の説明書・検査結果用紙・診療明細書等の写しいずれか1点を添付して下さい。

### 学校感染症報告書

年 組 席 生徒名

保護者名

診断名（新型コロナウイルス感染症）

受診した日（ 年 月 日 ）

医療機関名（ ）

発症日（ 年 月 日 ）

軽快した日（ 年 月 日 ）

上記の通り、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過し治癒しましたので、          月           日より登校させます。

- \*新型コロナウイルス感染症においては、最短でも、発症後6日目からの登校になります。
- \*発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をしてください。
- \*「症状が軽快」とは、解熱剤など使用せず解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します